

専門家といっしょに 経営改善計画を策定しよう!!

～事業立て直しへの近道～

費用の2/3(上限200万円^(注))は、当センターが補助します。

(注)補助額の上限は、事業規模(売上・借入額)により異なります。詳しくは本チラシ裏面または千葉商工会議所のホームページ(トップ>相談>千葉県経営改善支援センター)をご覧ください。

支援事業の概要

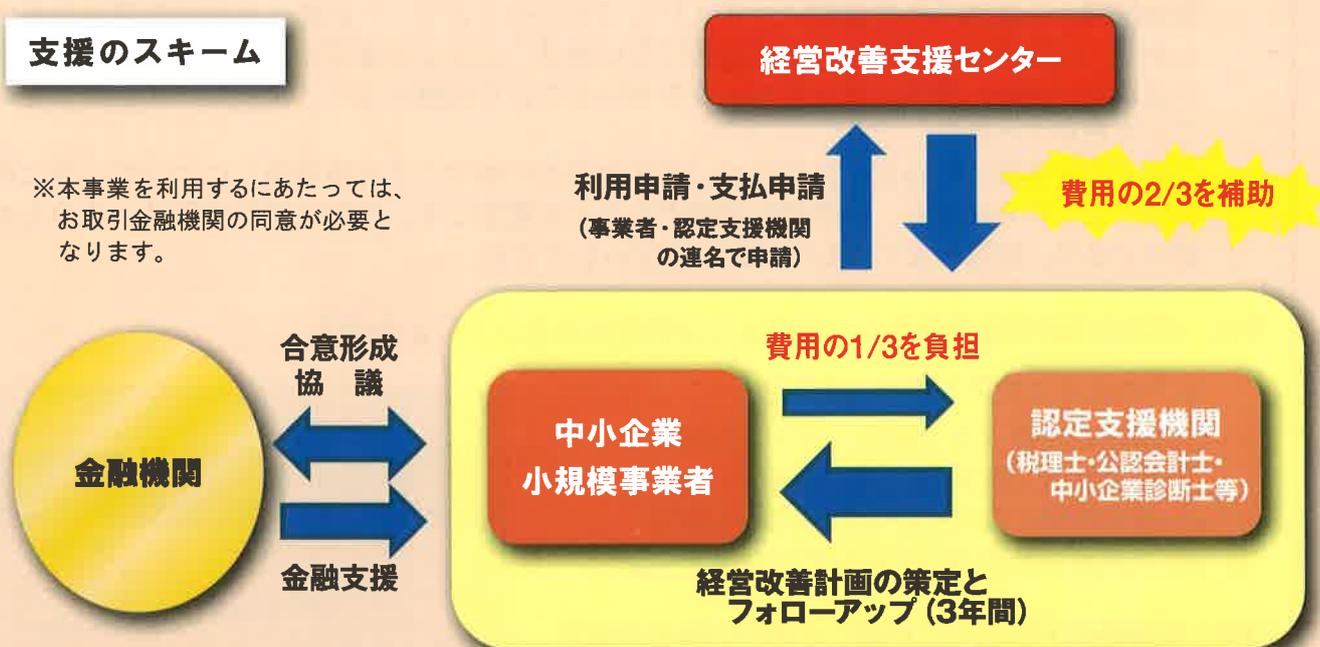
本事業は、中小企業・小規模事業者のみなさまが、一定の要件の下で、国の認定を受けた専門家(認定支援機関:税理士・公認会計士・中小企業診断士・弁護士等)の支援を受けて「経営改善計画」を策定する場合、計画策定とフォローアップに要する費用の2/3(上限200万円)を当センターが補助するもので、中小企業の経営改善を促進する国の施策に基づく事業です。

支援対象事業者

本事業の対象となるのは、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えているものの、自分では作成することが難しい「経営改善計画」を、認定支援機関の支援を受けて策定することにより、金融機関からの支援(条件変更や経営改善のための新規融資等)が見込める中小企業・小規模事業者のみなさまです。

支援のスキーム

※本事業を利用するにあたっては、お取引金融機関の同意が必要となります。



千葉商工会議所・中小企業再生支援協議会

千葉県経営改善支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 13F

TEL.043-227-0251 FAX.043-227-0254

お問い合わせ

専門家の力を借りて

経営改善計画書を作りますか？

現在、千葉県経営改善支援センターでは、税理士・中小企業診断士等、国が認定する専門家の支援を受けて経営改善計画書を作成する場合、**専門家に対する支払費用の2/3を補助する事業**(国からの委託事業)を実施しています。

経営改善計画の作成 Q & A

こんな悩みはありませんか？

- 何とか事業を回しているが、次の一手が見つからない
- 手は尽くしているつもりだが、業況が一向に改善しない
- 資金繰りがいつも直前まではっきりせず、安定しない
- 自分以外に経営者の視点で行動する社員がいない
- 今の窮境状態からの脱出策が見いだせない
- リスケしてもらったが、正常に返済する目途が立っていない
- 計画の提出を求められたが、どう作るのか分からない
- 計画策定後も継続的にフォローアップをお願いしたい etc.

“解決”するには
経営改善計画の
策定が有効です！



Q1. なぜ、経営改善計画が必要なのでしょう？

金融機関から返済条件を緩和（リスケ）してもらうことで、一時的に負担は軽減されます。しかし、経営改善に向けた対応策を講じない限り、なかなか業況は好転せず、借入金の返済が進まないほか、状況によっては融資を受けることが困難になり、資金繰りに支障をきたすことも想定されます。

このような事態に陥らないためには“業況改善の可能性とその実現策”について、目に見える形にして自ら把握し、対外的に説明することが重要です。経営改善計画書は、そのための資料であり、経営の立て直しには欠かせないものです。

Q2. 経営改善計画書を作ると、どのような効果があるのでしょうか？

以下のような効果が期待されます。

- ① 業況の改善（売上増加、コスト削減）
- ② 金融支援（返済条件緩和、借換・新規融資等）
- ③ 金融機関、取引先からの信頼性を確保
- ④ 従業員のモチベーションや生産性が向上

Q3. 計画書はどのように作成したらいいのですか？

まずは、メインの金融機関にご相談ください。
その上で、国の認定を受けた専門家（顧問税理士等）といっしょに計画を策定していただきます。
その際、本事業を活用すれば、専門家に支払う費用の2/3は当センター（国）が補助します。

規模	事業規模	費用の総額 (2/3補助対象)
小	売上・有利子負債とも 1億円未満	100万円以下 (約66万円以下)
中	売上・有利子負債とも 10億円未満 (小規模を除く)	200万円以下 (約133万円以下)
中堅	売上・有利子負債い れかが10億円以上	300万円以下 (200万円以下)

【例】売上2億円・銀行借入8千万円の場合
「中」規模に該当し、費用総額(計画策定+モニタリング)は200万円以下とされます。従って、補助額(2/3)は約133万円が、自己負担額(1/3)は約67万円が、上限となります。